

## 条例・規則の改正対比表

	改正前	改正後	
条 例	管理義務を負う者(第12条)	「所有者」「占有者」は未記載 (※表示者・設置者・管理者に包含)	「所有者」「占有者」を明示
	点検の義務付け(第12条の2第1項)	記載なし(※点検義務は管理義務に包含)	全ての屋外広告物に点検義務があることを明示 (規則で定めるものを除く)
	点検に資格を要する屋外広告物 (第12条の2第2項)	記載なし	規則で定める(→規則第9条の2第2項)
	点検者の資格(第12条の2第2項)	記載なし	屋外広告士 その他規則で定める(→規則第9条の2第3項)
	点検結果の報告の義務付け (第12条の2第3項)	記載なし(規則で運用)	許可更新時(申請前3ヶ月以内に点検したものに限る)

	改正前	改正後	
規 則	点検結果報告書の提出(第6条第2項第2号)	管理者(有資格者)を届け出ている 屋外広告物について提出	条例により点検の結果を報告しなければならない 屋外広告物について提出
	点検不要の屋外広告物(第9条の2第1項)	記載なし	はり紙, はり札, 立看板, 広告網
	点検に資格を要する屋外広告物 (第9条の2第2項)	管理者(有資格者)の設置が義務付け られた屋外広告物 (→許可を得た屋外広告物のうち, 面積が 10㎡超又は高さが4m超のもの)	許可を得た屋外広告物のうち, 面積が10㎡超又は高さが4m超のもの
	点検者の資格(第9条の2第3項)	屋外広告物点検技能講習修了者を除き, 管理者資格と同一	(屋外広告士(条例第12条の2第2項)) 職業訓練指導員免許保持者(広告美術科又は帆布製品 科) 技能検定合格者(広告美術仕上げ又は帆布製品製造) 職業訓練修了者(広告美術科又は帆布製品科) 建築士(一級, 二級, 木造) 電気工事士 電気主任技術者 屋外広告物点検技能講習修了者
	安全点検結果報告書(第7号様式)	点検概要が分かる様式	点検者の資格を記入し, 点検箇所や異常があった際の 対応などが明確になるよう様式内容を改正